

2008年9月26日

各位

会社名 イオン株式会社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 岡田元也
(コード番号 8267)
問合せ先 執行役グループ財務責任者兼IR部長 若林秀樹
電話番号 (043) 212-6042

株式会社ツルヤ靴店株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、2008年9月26日に、下記のとおり株式会社ツルヤ靴店（コード番号：2686 名証第二部、以下「対象者」といいます。）普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けを実施する背景及び理由

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式1,220,000株（（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）による所有を含む）対象者の発行済株式総数に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）18.03%）を所有する主要株主であり、間接所有分を含めた当社が所有する対象者普通株式の合計は本書提出日現在1,480,000株（株式所有割合21.87%）となり、対象者を持分法適用関連会社としております。

当社は、この度、対象者の第九位株主であり対象者の代表取締役社長服部博幸氏の親族である服部あや氏が所有する対象者普通株式の全てである250,500株（株式所有割合3.70%）、対象者の第三位株主であり対象者の代表取締役社長服部博幸氏の親族である植村益子氏が所有する対象者普通株式の一部である100,000株（株式所有割合1.48%）、同じく対象者の第三位株主であり対象者の代表取締役社長服部博幸氏の親族である西田かよ氏が所有する対象者普通株式の一部である100,000株（株式所有割合1.48%）、対象者の第八位株主であり対象者の専務取締役である服部照夫氏が所有する対象者普通株式の一部である70,000株（株式所有割合1.03%）及び対象者の第七位株主であり対象者の代表取締役社長服部博幸氏の親族である服部豊子氏が所有する対象者普通株式の一部である29,500株（株式所有割合0.44%）（以下服部あや氏、植村益子氏、西田かよ氏、服部照夫氏及び服部豊子氏を総称して「創業家一族」といいます。）の

合計550,000株（株式所有割合8.13%）の対象者普通株式を取得することを主たる目的として、本公開買付けを実施することといたしました。

当社が上記創業家一族が所有する550,000株の対象者普通株式を取得した場合、当社の買付け等の後における対象者株式に係る株券等所有割合が特別関係者所有分を加えると3分の1を超える場合に該当することになるため、当社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の2第1項第2号の要求するところに従い、本公開買付けを実施するものです。

なお、対象者は、2008年9月26日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております（かかる対象者の取締役会決議には、対象者の代表取締役社長である服部博幸氏及び専務取締役である服部照夫氏は、それぞれ特別利害関係人として、参加しておりません。）。

対象者は、全国展開を目指し、北海道から九州まで店舗を有し、常にお客様のニーズに応える「履きやすくよりファッショナブルでより健康により快適なシューズライフをリーズナブルプライスで提供する」ことをモットーに、主に紳士靴、婦人靴及びスポーツ靴の販売を行っており、新業態T SURUYA FORUMにおいては、インポート雑貨も販売しております。また、当社グループのショッピングセンターにも出店し、商品の販売を行っております。

当社と対象者は、2005年12月に業務・資本提携を行い、店舗開発や販売促進面での協力関係を構築し、当社が1,100,000株を、イオンモール株式会社及びイオンクレジットサービス株式会社がそれぞれ130,000株の第三者割当を引受けることにより資本関係を構築してまいりました。

さらに、2008年5月8日には、当社と当社の子会社である株式会社ニューステップ（以下「ニューステップ」といいます。）、及び対象者は、対象者を存続会社とするニューステップとの合併（以下「本合併」といいます。）に関する基本合意書を締結し、2008年8月28日に、ニューステップと対象者は、2009年2月21日を合併期日とする合併契約書を締結いたしました。

本合併は、中部エリアと関東エリアを中心にショッピングセンター内に「A S B e e」等の店舗を展開し、紳士靴・スポーツシューズの販売に強みをもつ対象者と、ファミリー向けの「NUSTEP」のほか、婦人靴専門店の「P i s t a」など多様な店舗を展開するニューステップが統合することで靴事業での競争力を更に強化するもので、新会社は、全国に店舗展開する、業界第3位の企業となります。

また、新会社は、グループシナジーを最大化するために、靴の専門店展開だけにとどまらず、当社グループ内のGMS（General Merchandise Store：総合スーパー）、スーパーセンター、専門店との共同調達や商品供給を行ってまいります。このスケールメリット創出により、調達コストを大幅に改善するとともに、SPA方式による靴商品の開発を行うことで当社グループ靴事業の更なる成長を推進してまいります。

さらに、GMS売場改革の一環として、当社GMS店舗内の靴売場をニューステップによる運営に、2009年2月（予定）以降は統合後の新会社による運営に変更してまいります。

なお、当社と対象者は、本合併に際して①2008年11月28日に対象者が開催する本合併に係る合併契約承認株主総会において、当社に対する新株予約権の付与決議を行うこと、及び②新株予約権の目的たる株式の数は、本合併後、2010年1月20日までの新株予約権行使後において、当社が所有する対象者株式が発行済株式総数の50%超となるために必要な株数とすること、等について合意しております。

創業家一族のうち服部あや氏は、対象者の設立時からの株主として対象者の事業を支援してまいりましたが、服部あや氏が高齢ということもあり、創業家一族は、かねてより対象者の株式を売却する意向を有しており、当社は、本合併に際してかかる意向の表明を受け検討した結果、当社による対象者の株式取得は、対象者株式の市場への放出による市場株価への影響を回避することができるとともに、本合併に向けた対象者との資本関係の強化を可能にするものであると考えました。また、対象者株式の市場での流動性阻害要因となる事態を回避することが、当社及び対象者の双方にとってメリットがあると判断し、当社は、取得する対象者株式数の上限を600,000株に設定すること、及び市場価格を下回る価格を本公開買付けの買付け等の価格とすることを条件として本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、当社は、本書提出日現在において、本公開買付け後に対象者の既存株主から対象者株式を追加取得する予定はありません。

(2) 本公開買付けに関する合意等

当社は、創業家一族から、当社が対象者の株券等に対する本公開買付けを実施した場合には、その保有する対象者の株式のうち合計 550,000 株について本公開買付けに応募する旨の同意をいただいております

(3) 上場廃止となる見込みについて

本公開買付けが成立した場合、当社は、当社の特別関係者が所有する対象者株式と合わせて、対象者株式を最大 3,529,968 株（対象者の発行済株式総数の 52.16%）保有することになりますが、本公開買付けにおいては、買付け等を行う株式数に上限を設定しておりますので、対象者株式は、本公開買付け後も名古屋証券取引所市場第二部の上場を維持する方針です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	株式会社ツルヤ靴店	
② 事 業 内 容	紳士靴、婦人靴及びスポーツ靴等の販売	
③ 設 立 年 月 日	昭和 46 年 10 月 18 日	
④ 本 店 所 在 地	愛知県名古屋市中千種区今池三丁目 4 番 10 号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 服部 博幸	
⑥ 資 本 金	2,002,222 千円	
⑦ 大株主及び持株比率	服部 博幸 17.26% イオン(株) 16.25% 植村 益子 5.09%	
⑧ 買付者と対象者の関係等	資 本 関 係	当社は、対象者の普通株式 1,220,000 株（（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）による所有を含む）対象者の発行済株式総数に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）18.03%）を所有する主要株主であり、間接所有分を含めた当社が所有する対象者普通株式の合計は本書提出日現在 1,480,000 株（株式所有割合 21.87%）となり、対象者を持分法適用関連会社としております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	業務・資本提携先。対象者は当社が所有するショッピングセンターに店舗出店しております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成20年9月29日(月曜日)から平成20年10月27日(月曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成20年11月11日(火曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格 1株につき、861円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けの主たる目的が対象者の大株主である服部あや氏、植村益子氏、西田かよ氏、服部照夫氏及び服部豊子氏(以下総称して「創業家一族」といいます。)がそれぞれ保有する対象者株式を取得することであることを鑑み、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格については、当社と創業家一族との協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格をもって本公開買付けの買付価格とする方針を採用いたしました。

当該方針のもと、当社と創業家一族は、対象者株式の取引が一般的に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付けにおける買付価格につきましても、対象者株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。そして、対象者株式の一定期間の市場価格の推移、株式市場における取引状況及び本公開買付けの対象者による賛同の可否等を総合的に勘案し、かつ、対象者株式の日々の売買高に比べ大量の株式を一括して取引することによるディスカウント要因を考慮にいれて協議・交渉した結果、本公開買付けに係る当社決定の前日(平成20年9月25日)までの3ヶ月間の名古屋証券取引所における対象者の普通株式の終値の単純平均から5%程度のディスカウントをした価格をもって本公開買付けにおける買付価格とすることについて合意いたしました。

当社は、創業家一族との当該合意を受けて、平成20年6月26日から平成20年9月25日までの3ヶ月間の名古屋証券取引所における対象者の普通株式の終値の単純平均である906円(1円未満を四捨五入)から5%ディスカウントをした価格である861円(1円未満を四捨五入)を、本公開買付けの買付価格と決定いたしました。

なお、平成20年6月26日から平成20年9月25日までの3ヶ月間の名古屋証券取引所における対象者の普通株式の株価推移につきましても、当該期間の高値は998円、安値が870円となっており、平成20年9月25日における終値は871円となっております。また、本公開買付けの買付価格である861円は、平成20年9月25日の名古屋証券取引所における対象者の普通株式の終値に対して約1.15%(小数点以下第三位を四捨五入)ディスカウントした価格となります。

② 算定の経緯

当社と対象者は、平成17年12月に業務・資本提携を行い、さらに、平成20年5月8日には、当社と当社の子会社である株式会社ニューステップ(以下「ニューステップ」といいます。)、及び対象者は、対象者を存続会社とするニューステップとの合併(以下「本合併」といいます。)に関する基本合意書を締結し、平成20年8月28日には合併契約書を締結いたしました。

そして、平成20年8月下旬頃より、当社は、本合併に際して創業家一族から、対象者株式を売却する意向がある旨の表明を受け、創業家一族からの対象者株式の取得について検討し

た結果、当社による対象者株式の取得は、対象者株式の市場株価への影響を回避し、本合併に向けた対象者との資本関係を強化することにも繋がり、当社及び対象者の双方にとってメリットがあると判断し、創業家一族が対象者株式の売却に際して合意できる価格について平成20年9月上旬より協議・交渉を行ってまいりました。

当社と創業家一族は、対象者株式の取引が一般的に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付けにおける買付価格につきましても、対象者株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。そして、対象者株式の一定期間の市場価格の推移、株式市場における取引状況及び本公開買付けの対象者による賛同の可否等を総合的に勘案し、かつ、対象者株式の日々の売買高に比べ大量の株式を一括して取引することによるディスカウント要因を考慮にいれて協議・交渉した結果、平成20年9月中旬頃には、本公開買付けに係る当社決定の前日（平成20年9月25日）までの3ヶ月間の名古屋証券取引所における対象者の普通株式の終値の単純平均から5%程度のディスカウントをした価格をもって、本公開買付けの買付価格とすることについて合意するに至りました。

当社は、創業家一族との当該合意を受けて、平成20年9月26日に、平成20年6月26日から平成20年9月25日までの3ヶ月間の名古屋証券取引所における対象者の普通株式の終値の単純平均である906円（1円未満を四捨五入）から5%ディスカウントをした価格である861円（1円未満を四捨五入）を、本公開買付けの買付価格と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当該買付価格の算定に際しては、第三者の意見の聴取等は行っておりません。

（５）買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限
600,000（株）	—（株）	600,000（株）

（注1） 応募株券等の数の合計が「株式に換算した買付予定数の上限」（600,000株。以下「買付予定数の上限」といいます。）以下のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注2） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注3） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。ただし、応募に際しては株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人（後記（11）公開買付代理人に記載されているものをいいます。）を通じて株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	2,440 個	(買付け等前における株券等所有割合 18.03%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,559 個	(買付け等前における株券等所有割合 26.30%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	1,200 個	(買付け等後における株券等所有割合 52.16%)
対象者の総株主の議決権の数	13,527 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(600,000株)に係る議決権の数(1,200個)を記載しております。

(注2) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、法第27条の23第3項第1号、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第7条第1項第2号により日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)所有の株式(120,000株)に係る議決権240個が含まれています。

(注3) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が保有する自己株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注4) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者の所有株券等のうち、服部照夫氏の所有する株券等(合計70,000株)に係る議決権の数140個については、本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、服部照夫氏の所有する株券等に係る議決権の数は分子に加算していません。

(注5) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成20年4月16日提出の第37期有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の個数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数13,527個に単元未満株式(ただし、対象者が自己で保有する390株を除きます。)3,460株に係る議決権の数6個を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を13,533個として計算しています。

(注6) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 516,600 千円

(注)「買付代金」には、買付予定数の上限(600,000株)に1株当たりの買付価格(861円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

② 決済の開始日

平成 20 年 10 月 31 日(金曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成 20 年 11 月 17 日(月曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送致します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに以下の方法により返還します。

1. 応募に際し公開買付代理人に対して株券等が提出された場合は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、買付けられなかった株券を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送又は応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にて交付します。
2. 公開買付代理人(又は公開買付代理人を通じて保管振替機構)により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(600,000株)以下のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。(各応募株券等の数に1単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方法により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号
(その他新光証券株式会社全国各支店)

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日 平成 20 年 9 月 29 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人 新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる今期業績予想への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

- ① 本公開買付けにあたり、対象者は、平成 20 年 9 月 26 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております（かかる対象者の取締役会決議には、対象者の代表取締役社長である服部博幸氏及び専務取締役である服部照夫氏は、それぞれ特別利害関係人として、参加しておりません。）。
- ② 対象者は、当社の子会社である株式会社ニューステップとの合併（以下「本合併」といいます。）について、平成 20 年 8 月 28 日の取締役会において決議のうえ、平成 21 年 2 月 21 日を合併期日とする合併契約書を締結しております。当社と対象者は、本合併に際して①平成 20 年 11 月 28 日に対象者が開催する本合併に係る合併契約承認株主総会において、当社に対する新株予約権の付与決議を行うこと、及び②新株予約権の目的たる株式の数は、本合併後、平成 22 年 1 月 20 日までの新株予約権行使後において、当社が所有する対象者株式が発行済株式総数の 50%超となるために必要な株数とすること、等について合意しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(1) 対象者は平成20年5月9日に以下の内容の臨時報告書を提出しております。

(対象者による発表内容) ※以下の発表文中において「当社」とあるのは対象者をいいます。

1 提出理由

当社は、平成20年5月8日開催の取締役会において、平成21年1月21日を合併期日（予定）として、株式会社ニューステップと合併に関する基本合意書を締結することを決議し、合併に関する基本合意書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該吸収合併の相手会社に係る事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ニューステップ
本店の所在地	東京都中央区新川一丁目22番15号
代表者の氏名	代表取締役社長 岩田 愛一郎
資本金の額	700百万円（平成20年2月20日現在）
純資産の額	1,448百万円（平成20年2月20日現在）
総資産の額	14,052百万円（平成20年2月20日現在）
事業の内容	靴及び関連雑貨の販売

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成18年2月期	平成19年2月期	平成20年2月期
売上高	26,298百万円	28,344百万円	30,657百万円
営業利益	328百万円	516百万円	468百万円
経常利益	311百万円	506百万円	440百万円
当期純利益	301百万円	131百万円	78百万円

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成20年2月20日現在）

イオン株式会社	62.0%
有限会社高田	10.0%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当ありません。
人的関係	該当ありません。
取引関係	該当ありません。

(2) 当該吸収合併の目的

小売業界は、世界的な原材料の高騰や経済構造の変化により景気の減速感が進み、また衣料品業界においては、特に天候不順やライフスタイルの変化により非常に厳しい状況となっております。

このような環境の中、イオングループはグループ企業の統合・再編により、各社それぞれが持つノウハウを早期にグループ全体に浸透させ、経営の効率化を図ることを成長戦略の一つとして考えております。

平成17年12月にイオン株式会社と業務・資本提携いたしました当社は、イオングループのショッピングセンターを中心に300を超える店舗網を抱える株式会社ニューステップとの統合により、イオングループ靴事業の成長戦略の推進を図ってまいります。

今回の合併によって、互いの持つノウハウ・特長を最大限に活かし、イオングループのショッピングセンター及び総合小売店舗の靴事業強化を行うとともに、当業界のリーディングカンパニーを目指してまいります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

① 吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ニューステップは合併により解散いたします。

合併の日程予定は以下のとおりです。

平成20年8月末日を目処	合併契約書を締結
平成20年11月末日を目処	合併承認の臨時株主総会
平成21年1月21日	合併の予定日（効力発生日）

② 吸収合併に係る割当ての内容

未定。

③ その他の吸収合併契約の内容

未定。

(4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

未定。

(5) 当該吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ツルヤ靴店
本店の所在地	名古屋市千種区今池三丁目4番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 服部 博幸
資本金の額	2,002百万円（平成20年1月20日現在）
純資産の額	9,517百万円（平成20年1月20日現在）
総資産の額	18,448百万円（平成20年1月20日現在）
事業の内容	靴及び関連雑貨の販売

なお、当該吸収合併に必要な事項は、今後両社協議のうえ決定し、合併契約書の締結後、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(2) 対象者は、平成20年8月28日に「定款一部変更に関するお知らせ」（一部訂正9月5日）を以下のとおり公表しております。

（対象者による発表内容）※以下の発表文中において「当社」とあるのは対象者をいいます。

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2008年8月28日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2008年11月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下、臨時株主総会という。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、この定款一部変更は、臨時株主総会において、「当社と株式会社ニューステップとの合併契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社と株式会社ニューステップとの合併に伴い、現行定款第1条（商 号）、第18条（取締役の員数）及び第28条（監査役の員数）を変更するものであります。
- (2) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目 的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (3) 業容の更なる拡大に備え、今後も機動的な資金調達ができるよう、現行定款第6条（発行可能株式総数）を、27,000,000株から36,000,000株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2008年11月28日（金）

定款変更の効力発生日 2008年11月28日（金）

ただし、現行定款第1条（商 号）及び第6条（発行可能株式総数）の定款変更の効力発生日は2009年2月21日（土）といたします。

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 当社は、<u>株式会社ツルヤ靴店</u>と称し、英文では、<u>TSURUYA SHOE STORE CO.,LTD.</u>と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 - 靴の輸入、販売並びに製造修理 - 不動産の賃貸及び管理 - 衣料品、服飾雑貨、洋品雑貨、アクセサリ、貴金属、時計等の販売 鞆、バッグの輸入、販売並びに製造修理 - 皮革製品の加工及び販売 - 書籍、玩具、日用雑貨品、スポーツ用品、家庭用電気製品の販売 - 食料品、健康食品、化粧品の販売 - 飲食店の経営 - 古物売買業 (新 設) <u>10.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>27,000,000株</u>とする。 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。	(商 号) 第1条 当社は、<u>株式会社グローバルフットウェア</u>と称し、英文では、<u>GLOBAL FOOTWEAR CO.,LTD.</u>と表示する。 (目 的) 第2条 (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) <u>10. 情報提供サービス業</u> (現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>36,000,000株</u>とする。 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 (監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。

- (3) 対象者は平成20年8月29日に以下の内容の臨時報告書の訂正報告書を提出しております。
(対象者による発表内容) ※以下の発表文中において「当社」とあるのは対象者をいいます。

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

当社は、平成20年5月8日開催の取締役会において、平成21年1月21日を合併期日（予定）として、株式会社ニューステップと合併に関する基本合意書を締結することを決議し、合併に関する基本合意書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、平成20年5月9日に臨時報告書を提出いたしました。

今般、平成20年8月28日開催の取締役会において、平成21年2月21日（予定）を合併期日とした株式会社ニューステップと合併契約書を締結することを決議し、合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正内容

訂正箇所は__線で示しております。

(訂正前)

2 報告内容

- (3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

① 吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ニューステップは合併により解散いたします。

合併の日程予定は以下のとおりです。

<u>平成20年8月末日を目処</u>	合併契約書を締結
<u>平成20年11月末日を目処</u>	合併承認の臨時株主総会
<u>平成21年1月21日</u>	合併の予定日（効力発生日）

② 吸収合併に係る割当ての内容

未定。

③ その他の吸収合併契約の内容

未定。

- (4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

未定。

- (5) 当該吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	<u>株式会社ツルヤ靴店</u>
本店の所在地	名古屋市千種区今池三丁目4番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 服部 博幸

資本金の額	2,002百万円（平成20年1月20日現在）
純資産の額	9,517百万円（平成20年1月20日現在）
総資産の額	18,448百万円（平成20年1月20日現在）
事業の内容	靴及び関連雑貨の販売

（訂正後）

2 報告内容

（3）当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

① 吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ニューステップは合併により解散いたします。

合併の日程予定は以下のとおりです。

<u>平成20年8月28日</u>	合併契約書を締結
<u>平成20年11月28日</u>	合併承認の臨時株主総会
<u>平成21年2月21日</u>	合併の予定日（効力発生日）

（注）平成20年5月9日に提出いたしました「臨時報告書」では合併の予定日（効力発生日）が平成21年1月21日になっておりましたが、平成21年1月実施予定の株券等の電子化に伴うコーポレートアクションの規制により合併の予定日（効力発生日）を平成21年2月21日に変更いたしました。

② 吸収合併に係る割当ての内容

株式会社ニューステップの普通株式1株に対して当社の普通株式0.375株を割り当て交付いたします。

③ その他の吸収合併契約の内容

合併契約書の内容は、次のとおりです。

合併契約書

株式会社ツルヤ靴店（以下、「甲」という）と株式会社ニューステップ（以下、「乙」という）は、以下のとおり合意し、本合併契約書（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下、「本合併」という）。

第2条（合併する会社の商号及び住所）

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社ツルヤ靴店

住所：愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号

（2）吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社ニューステップ

住所：東京都中央区新川1丁目2番15号

第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という）は、2009年2月21日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、本合併に際して、効力発生日の前日における最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載又は記録された乙の株主（実質株主を含む。）に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.375株の割合をもって割当交付する。

第5条（増加すべき資本準備金等の額）

甲が本合併により増加する資本金、準備金の額等については、次のとおりとする。ただし、効力発生日における甲及び乙の資産状態等により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 本合併の直前の乙の資本金の額
- (2) 資本準備金 本合併の直前の乙の資本準備金の額
- (3) 利益準備金 本合併の直前の乙の利益準備金の額

第6条（役員退職慰労金）

甲及び乙は、効力発生日までの間、相互に開示した役員退職慰労金にかかる内規に従い、第8条に定める株主総会の決議を経て、退任する取締役及び監査役に対して、それぞれ退職慰労金を支給することができる。

第7条（剰余金の配当の限度）

甲は、効力発生日までの間、67,673,500円を限度として、法令の定めに従い、剰余金の配当（ただし、金銭配当に限る）をすることができる。

第8条（合併承認総会等）

甲及び乙は、2008年11月末日までにそれぞれ臨時株主総会を開催し、本契約の承認及び合併に必要な事項についての決議を求めるものとする。ただし、合併手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第9条（会社財産の引継）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を引き継ぐものとする。

第10条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員については甲の従業員として引き継ぐものとする。なお、その詳細については、甲乙協議の上、決定する。

第11条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営をなすものとし、その資産、負債及び権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行する。

第12条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたときもしくは重大な瑕疵が発見されたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、第8条に定められる甲及び乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第14条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

2008年8月28日

甲：愛知県名古屋市中千種区今池三丁目4番10号

株式会社ツルヤ靴店

代表取締役社長 服部 博幸

乙：東京都中央区新川1丁目22番15号

株式会社ニューステップ

代表取締役社長 岩田 愛一郎

(4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

合併比率の算定にあたっては、公正性・妥当性を確保するため、当社及び㈱ニューステップのそれぞれが独立した第三者機関として、当社は東海東京証券株式会社（以下「東海東京証券㈱」という。）に、㈱ニューステップは株式会社KPMG FAS（以下「㈱KPMG FAS」という。）に対し、合併比率案の算定を依頼しました。

東京東海証券㈱は、両社の合併についての諸条件を分析した上で、当社については市場株価法及びDCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）を、㈱ニューステップについては類似公開会社比較法及びDCF法を用いた上で、合併比率の分析を行いました。各手法による当社株式1株に対する㈱ニューステップ株式の割当株数の算定結果は以下のとおりです。

	合併比率の評価レンジ
市場株価法及び類似公開会社比較法	0.12 ～ 0.46
DCF法	0.11 ～ 0.68

なお、市場株価法による算定においては、一定期間（両社の合併に関する基本合意の発表の前日である平成20年5月7日までの直近6ヶ月間、3ヶ月間及び1ヶ月間）を選定し、同期間における出来高加重平均株価を採用しています。また、㈱ニューステップは非上場であり市場株価が存在しないため、マーケット・アプローチである類似公開会社比較法による算定結果を引用して合併比率のレンジを算定しています。

東海東京証券㈱は、合併比率の算定に際して、各当事会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全

て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析も含め、独自に評価、鑑定または査定を行っており、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。当事会社の財務予測については、各当事会社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。なお、東海東京証券㈱が提出した合併比率の算定結果は、合併比率の公正性についての意見を表明するものではありません。

㈱KPMG FASは、両社の株式価値に関して、マーケット・アプローチによる分析（当社については株式市価法（算定対象期間は、両社の合併に関する基本合意の発表の前日である平成20年5月7日までの直近6ヶ月間、3ヶ月間及び1ヶ月間）及び株価倍率法、㈱ニューステップについては株価倍率法を採用）を重視しつつ、将来の事業成長等を考慮した理論株価による検証を行う目的から、合わせてインカム・アプローチによる分析（両社ともDCF法を採用）を行いました。㈱KPMG FASは、各評価アプローチによる評価結果に基づき、合併比率として当社の株式1株に対する㈱ニューステップの株式の割当株数の算定結果を以下のように算定し、その結果を㈱ニューステップに提出いたしました。

	合併比率の評価レンジ
マーケット・アプローチ	0.24 ～ 0.59
インカム・アプローチ	0.49 ～ 0.65

なお、㈱KPMG FASは、合併比率の算定に際して、各当事会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。当事会社の財務予測については、各当事会社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。なお、㈱KPMG FASが提出した合併比率の算定結果は、合併比率の公正性についての意見を表明するものではありません。

これらの分析結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、両社で慎重に協議を重ね、最終的に上記合併比率を決定いたしました。

また、この合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社の協議により変更することがあります。

なお、第三者算定機関である東京東海証券㈱及び㈱KPMG FASは当社及び㈱ニューステップの関連当事者には該当いたしません。

- (5) 当該吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 株式会社グローバルフットウェア

(注) 商号は、合併予定日の平成21年2月21日に変更します。

本店の所在地 名古屋市千種区今池三丁目4番10号

代表者の氏名 代表取締役社長 服部 博幸

資本金の額 2,002百万円（平成20年1月20日現在）

純資産の額	9,517百万円（平成20年1月20日現在）
総資産の額	18,448百万円（平成20年1月20日現在）
事業の内容	靴及び関連雑貨の販売

(4) 対象者は平成20年9月3日に以下の内容の中間決算短信を提出しております。

①中間決算短信（非連結）の公表

対象者は、平成20年9月3日に、平成21年1月期中間決算短信（非連結）を公表しております。当該公表に基づく同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

(イ) 損益の状況

決算年月	平成20年7月中間期（第38期中）
売上高	11,654百万円
営業利益	623百万円
経常利益	617百万円
中間純利益	337百万円

(ロ) 1株当たりの状況

決算年月	平成20年7月中間期（第38期中）
1株当たり中間純利益	49.83円
1株当たり中間配当額	5.00円
1株当たり純資産額	1,445.60円

以 上